### 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

### 〇 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

١	No.	事業	者名	事所	業 在	者 営業所名	営所	業	所 !	処 年 <i>月</i>	月	分:日	処 分 の 内 容	三三	È 量 反	の	条	な 項 監査実施の端緒及び違反行為の概要 対該違 反点数 当該違 で内 機関
	1	プロパン荷径 (法人番号 2 010154 代表者横山原	14300 138)	北海道 1 1 号	道札幌市中央区南13条西9丁目2 号	○番 厚田営業所	ī JUX	海道石狩市厚田区聚富595-1	-	R6.4.25	5		輸送施設の使用停止(210日 車)及び文書警告	貨全件	重物自動車 全規則第7 -	運送事条第5	業輸送項 他	令和5年10月17日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備不良事而等運行。安全規則第3条の2)、(3)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5頃)、(4)乗務等の記録の改さん・不実記載(安全規則第8条)、(5)違行記録計による記錄義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(資物自動車運送事業法第60条第1項)、
	2	有限会社サン (法人番号7 020433 代表者南幹尹	74300 377)	北海道	道石狩市花川東2条2丁目25番地	本社営業所	i des	海道石狩市花川東2条2丁目25番地	F	R6.4.26	ô		輸送施設の使用停止(70日車) 及び文書警告	貨全件	章物自動車 注規則第3 ‡	運送事条第6	業輸送 項 他	令和5年9月15日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4頃)、(2)疾病・疲労等のがそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記錄義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記錄事項義務違反(安全規則第8条)、(5)連行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)

# 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

#### 〇 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	. Tulp	事業	者	名	事 業 <del>1</del> 所 在 b	者 営業所名	営業 院所 在 均	听 処 地 年	1. 月	分日	- 処 分 の 内 容	主違反	<u> </u>	の	た 条 項	な 監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違 反点数	北海道 運輸局 管内累 積点数
3	C	可限会社マン (法人番号) (2059) (表者松崎)	94300 990)	)	北海道白老郡白老町字社台334番地3	本社営業所	北海道白老郡白老町字社台334番地3	Re	6.4.26		輸送施設の使用停止(20日車) 及び文書警告	貨物自動 全規則第 件				令和5年9月25日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)無可義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項(安全規則第10条第2項(安全規則第10条第2項(安全規則第10条第2項(安全規則第10条第2項(東京)	2	2
4	) C	株式会社金) 公番号844 000419 6三浦一彦	40001	ر ا	北海道函館市昭和2丁目9番8号	本社営業所	北海道函館市昭和2丁目9番8号	Re	6.4.26		輸送施設の使用停止(50日車) 及び文書警告	貨物自動 全規則第 件				令和5年12月13日、その他事故、法令違反、 事件、苦情等の状況を端絡として監查を実施。5 件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準 の遵守義務違全(貨物自動車運送事業輸送安全規 則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 乗務時間等の基準なお書きの資守義務違反(一連 行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、 (3) 定期点(整備)。原理の實施義務違反(安全規則第 3条の2)、(4)偏呼の実施義務違反(安全規則第 7条第1項、第2項、第3項)、(5)運行 指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3 第1項)	5	5
5	) C	未式会社松 <sup>4</sup> 人番号34; )2865! 5松平晃	30001	Ī	北海道札幌市白石区川下2115番地50	) 本社営業所	北海道札幌市白石区北郷8条3丁目4-8	B Re	6.4.26		輸送施設の使用停止(30日車) 及び文書警告	貨物自動 全規則第 件				令和5年12月18日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)東務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)ホイールボルトの抗損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(安全規則第3条の3)(3)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
6	<b></b> 列	厚限会社川間 所(法人番 「○2○○( で表者夏目)	号4460 0823)	j l	北海道帯広市大空町12丁目1番地13	本社営業所	北海道帯広市西24条北2丁目13-18	B Re	6,4,26		輸送施設の使用停止(95日車) 及び文書警告	貨物自動 全規則第 〇件				令和5年12月19日、車輪脱落事めを端絡として監査を実施。11件の温反が認められた。(1)疾病・疲労安全規則(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備等の2)、(3)定期点検整備の実施義務。(2)を指別では、3名の上が、4)ボーに起する名を規則、本なを発過反(安全規則第3条の2)、(必断落等の3)、「項、第2年の上が、4)ボーに起する名の3)、「項、第2年の実施義務違反(安全規則第3条。(5)第2年の実施義務違反(安全規則を引発を追及等の3)第2年の実施義務違反(安全規則を記録録計では、(9)運転第第7条第1項)、(7)乗務違反(安全規則第1条条)、(7)乗務違反(安全規則第1条条)。(9)運転第第7条第1項)、(7)乗務違反(安全規則第一位、9)運転第第一位、9)運転第第一位、9)運転第第一位、9)運転第第一位、9)運転第二位、9)運転第二位、9)運転第二位、9)運転第二位、110)特定電話。2位、110)特定。2位、110)特別第2位、2位、2位、2位、2位、2位、2位、2位、2位、2位、2位、2位、2位、2	10	10

# 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

#### ○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No	). I	事業	者	名事所		<b>業</b>		営 業 j 所 在 :	所 処地 年		分月 日	処内	分 の 容	主違反	· 0	条	な 監査実施の端緒及び違反行為の概要   当該違   運輸項   運輸	ど海道 ■輸局 野内累 長点数
7	(					町東10条8丁目2番地	本社営業所	北海道帯広市西24条北2丁目5番地98	B R	6.4.26	6	輸送旅	施設の使用停止(50日車)	貨物自動 全規則第 件			2 4項)、(2)ホイールボルトの折損、ホイール ナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(安全規則第3条の3)、(3)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)	5
8		(法人番	ック株式会 号2460 3648) 川﨑友巳		海道釧路市仲浜	町6番16号	本社営業所	T 北海道釧路市仲浜町6番16号	R	6.4.26			施設の使用停止(10日車) ズ書警告	貨物自動 全規則第 2件			祖 理及(貝称目型甲連达事業輸达女王城別(以下 「安全規則」)第9条の2)、(2)運転者に対 する指導監督義務違反(安全規則第10条第1 項)、(3)特定運転者に対する適性診断受診義 務違反(安全規則第10条第2項)	1
9	(	人番号84	可限会社(》 430002 25) 代記	2 46	海道小樽市桂岡	町11番31号	本社営業所	北海道小樽市銭函3丁目522番地17	R	6.4.26			施設の使用停止(20日車) て書警告	貨物自動 全規則第 件				2
10	) [	式会社(法	/スポート 大番号74 04094 長者吉田真E	4 4 北)	海道札幌市北区	篠路4条9丁目9番1号	本社営業所	北海道札幌市北区篠路4条9丁目9番1号	€ R	6.4.26			施設の使用停止(30日車) ズ書警告	貨物自動 全規則第 件				3
	Ļ	以下余白																